

「保育費用補助制度」

秋季講演会ならびにそれに関連するイベントの期間中、乳幼児・児童の保育を必要とする方のために、保育費用の補助をします。

1. 対象

本補助制度は、講演会参加者が保護者となっているお子さんを保育施設に預ける場合、講演会参加者に対して行う。

2. 保育施設

LOC が保育施設を紹介する。ただし、施設の利用は利用者自身の責任において行うものとする。利用者が独自に施設を見つけてもよい。

3. 補助

保育サービスに関わる費用の一部を学会が補助する。補助金額は次の通り。

- (a) 子供 1 人・1 時間あたりの利用者の負担が 300 円となるように、保育サービス利用料との差額を学会が補助する。
- (b) 子供 1 人・1 日あたりの補助金額上限は 4,000 円とする。
- (c) 交通費は申告制とし、その上限は片道 1,000 円とする。
- (d) 保育施設の利用時間は、公式プログラムの開始 30 分前から終了 30 分後までと、会場から保育施設までの移動時間を前後に含めたものを上限とする。

4. 利用方法

- (a) LOC に、保育施設などについて問い合わせる。その後、指定された期日までに所定の利用申請をする。
- (b) 補助制度の利用が承認されたら、利用者が直接、保育施設と連絡を取って施設利用の予約をする。施設利用に関わる交渉はすべて利用者が行う。施設利用の契約は利用者と保育施設との直接契約とし、学会は一切関与しない。
- (c) 保育施設を利用後、保育施設から領収書(利用料金と利用時間がわかるもの)をもらい、それを財務専門委員会宛に FAX 等で送る。
- (d) 後日、財務専門委員会から指定の口座に補助金が振り込まれる。

5. 学会の公務に関わる補助

講演会期間中に開催される運営委員会など学会の公務のために保育施設を利用する場合は、施設利用費用の全部と、会場から施設までの交通費を学会が負担する。

なお、この場合の保育サービス利用時間は、公務に関わる時間の前後に、会場から保育施設までの移動時間と 30 分を加えたものを上限とする。

利用方法は、項目 4. と同じとする。

6. その他

- (a) 保育施設の利用は利用者自身の責任の下、施設と利用者の個別の契約で行われ、学会は一切関与しない。よって保育中に発生したトラブル等に関しては、学会には一切の責任はないものとする。
- (b) 利用方法や利用金額の算定等において本規定の前提条件に合わないなどの場合は、個別に相談するものとする。

以上